

転出届（郵送専用）

(あて先)屋久島町長

平成 年 月 日

届出人 (申請者)	ふりがな		連絡先 電話番号 (日中連絡の とれるもの)	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他 () ()
	氏名	(印)		

新しい住所・世帯主 (転出先の住所)	住所 (方書)	()	世帯主	()
-----------------------	------------	-----	-----	-----

いままでの住所・世帯主 (屋久島町の住所)	住所 (方書)	屋久島町 ()	世帯主	()
--------------------------	------------	-------------	-----	-----

異動年月日(転出の日)	平成	年	月	日
-------------	----	---	---	---

転出される方 (全員)	ふりがな	生年月日	性別	続柄
	氏名		男・女	
		明・大・昭・平・西暦 年 月 日	男・女	
		明・大・昭・平・西暦 年 月 日	男・女	
		明・大・昭・平・西暦 年 月 日	男・女	
		明・大・昭・平・西暦 年 月 日	男・女	
		明・大・昭・平・西暦 年 月 日	男・女	

住民基本台帳カードをお持ちの方へ

○ 住民基本台帳カードをお持ちの方で、『転入届の特例』を受けられる場合は、下記 に『✓』願います。

『転入届の特例』の適用を受けます。

※ 『転入届の特例』とは、住民基本台帳カードをお持ちの場合、『転出証明書』の交付を受けなくても、転入地の市町村窓口で転入届書を記載のうえ、住民基本台帳カードの提示と暗証番号を入力することによって、届出をすることができる制度です。(転出地市町村での転出届は必要です。)

※ この特例を受けられる場合、転出証明書の交付を省略することとなるため、返信用封筒の同封は不要です。転出届を郵送してから4～5日経過後に転入地の市町村で転入手続きをしてください。

○ 転入地の市町村でも、住民基本台帳カードを継続利用できます。

※ 転入地の市町村窓口で、住民基本台帳カードの提示・暗証番号の入力が必要です。

※ 電子証明書は失効となります。

※ 本人確認のため、身分証明書(運転免許証・パスポート・健康保険証など)のコピーを必ず同封してください。

※ 返信用の封筒を同封してください。(切手を貼り、あなたの住所・氏名を書いてください。)

虚偽の届出をしたときは、法に基づき罰せられます。

送付先

宮之浦支所町民生活課
〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦1593番地

尾之間支所町民生活課
〒891-4404 鹿児島県熊毛郡屋久島町尾之間157番地